

岩手県告示第141号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設を新設する旨届出があった。

平成24年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 届出事項の概要

- (1) 特定大規模集客施設の設置をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ア 設置をする者の氏名又は名称 株式会社ランデック都市開発
 - イ 設置をする者の住所 盛岡市南仙北一丁目15番12号
 - ウ 法人の代表者の氏名 築田満
- (2) 特定大規模集客施設の名称 (仮称) 水沢区田小路商業施設
- (3) 新設予定地の所在地及びその敷地の面積
 - ア 所在地 奥州市水沢区字田小路54番ほか
 - イ 敷地面積 27,597平方メートル
- (4) 特定大規模集客施設の用途 店舗及び飲食店
- (5) 特定大規模集客施設の床面積の合計 9,220平方メートル
- (6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積 9,220平方メートル
- (7) 新設予定地の用途地域 近隣商業地域、第二種住居地域及び第二種中高層住居専用地域
- (8) 新設予定地の開発行為の着手予定日 平成24年8月20日
- (9) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築、増築若しくは改築又は集客施設への用途の変更の着手予定日 平成24年10月20日
- (10) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日 平成25年4月21日
- (11) 特定大規模集客施設の1日、1月又は1年当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域
 - ア 利用者の人数の見込み 1日当たり約6,530人
 - イ 集客予定区域 新設予定地から半径5キロメートルの圏内（主に奥州市水沢区、江刺区（愛宕地区）及び胆沢区（小山地区及び南都田地区）並びに胆沢郡金ヶ崎町（下百岡地区及び上百岡地区））

2 届出年月日 平成24年2月20日

3 関係書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年3月6日から同年5月6日まで
- (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び県南広域振興局経営企画部並びに奥州市役所、花巻市役所、北上市役所、遠野市役所、一関市役所、西和賀町役場、金ヶ崎町役場、平泉町役場及び住田町役場

4 その他 この届出に関して、条例第7条第1項の規定により、隣接市町村に準ずる市町村の指定を申請しようとする市町村は、平成24年3月16日までに準隣接市町村指定申請書を岩手県商工労働観光部経営支援課に提出してください。